

令和6年度 流動資産担保融資（略称：ABL）要項

第1 目的

東京都内の中小企業者に対し、金融の円滑化・多様化を図るために、事業活動から生じる売掛債権及び棚卸資産（以下「流動資産」という。）を担保とした事業資金を融資することにより、経営の安定に資することを目的とする。

第2 融資目標額及び預託金

- 1 融資目標額
200億円
- 2 預託金
預託は行わない。

第3 取扱金融機関

東京信用保証協会（以下「保証協会」という。）と「約定書」を締結している金融機関

第4 融資の対象

東京都内に事業所（個人事業者は事業所又は住居）を有し、次の1から5までを全て満たすもの。

- 1 「令和6年度東京都中小企業制度融資要項」の「第1 総則」「2 定義」に定める中小企業者又は組合
- 2 事業者に対する売掛債権又は棚卸資産を保有していること。なお、棚卸資産を担保とする場合は法人に限る。
- 3 当該事業を営むために許可、認可、登録、届出等を必要とする業種にあつては、当該許可等を受けている（又は、受ける）こと。
- 4 事業税その他租税の未申告・滞納や、社会保険料の滞納がないこと。ただし、完納の見通しが立つ場合などはこの限りではない。
- 5 現在かつ将来にわたって、暴力団員等に該当しないこと、暴力団員等が経営を支配していると認められる関係等を有しないこと及び暴力的な要求行為等を行わないこと。

第5 保証申込

- 1 申込人と既に取り引のある取扱金融機関を経由して申し込むものとする。ただし、新規に取り引を開始する場合、取扱金融機関が認めたときはこの限りではない。
- 2 本制度の利用は1申込人につき、1信用保証協会に限るものとする。
- 3 申込人が本制度を複数口利用する場合、譲渡担保として徴求する売掛債権の債務者（以下「第三債務者」という。）を重複させて担保提供することはできないものとする。ただし、個別保証を複数口利用する場合であつて異なる売掛債権を担保とする場合及び個別保証において化体手形又は化体電子記録債権のみを担保とする場合はこの限りではない。
- 4 第三債務者は、日本国内の事業者に限るものとする。
- 5 「流動資産担保融資（根保証型）」の場合、第三債務者と申込人との間に、原則として取引の継続を要することとする。
- 6 第三債務者と申込人の間に、原則として取引基本契約（同等の契約を含む。）の締結があることを要する。

第6 保証申込の審査・承諾

- 1 取扱金融機関は、あらかじめ申込人に対し、所定の特約書の記載事項の内容、その他本制度に係る固有の事項について十分説明を行わなければならない。
- 2 取扱金融機関及び保証協会は、申込人から申し出のあった譲渡担保の対象となる第三債務者について、知り得た情報によって書面審査を行わなければならない。
- 3 保証協会は、審査のうえ適当と認めたときは、取扱金融機関に対し信用保証書を発行するものとする。

第7 信用保証料

保証協会の定めるところによる。

第8 売掛債権

譲渡担保の対象となる売掛債権は、中小企業信用保険法第3条の4第1項に規定する売掛金債権その他の経済産業省令で定める債権に限るものとする。

第9 棚卸資産

譲渡担保の対象となる棚卸資産は、中小企業信用保険法第3条の4第1項に規定する棚卸資産に限るものとし、具体的には申込人が行う事業より生じ又は生じる予定のものであり、かつ申込人の決算書に計上され又は計上される予定のものに限るものとする。

第10 売掛債権に係る対抗要件の具備

- 1 売掛債権に譲渡担保権を設定したときは、取扱金融機関及び保証協会の準共有名義により、当該譲渡担保権の対抗要件を具備するものとする。具体的には、民法（明治29年法律第89号）第467条の規定に基づく確定日付のある「通知」若しくは「承諾」又は動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成10年法律第104号。以下「動産債権譲渡特例法」という。）第4条の規定に基づく債権譲渡登記によるものとする。
なお、「流動資産担保融資（個別保証型）」において、化体手形又は化体電子記録債権のみを担保とする場合は、この限りではない。
- 2 流動資産担保融資（個別保証型）の場合は、第10の1の確定日付のある「通知」又は「承諾」によるものとする。
- 3 債権譲渡登記を行う場合は、登記の存続期間は10年とする。
- 4 債権譲渡登記を行ったときは、登記の確認のため、取扱金融機関は申込人の概要記録事項証明書及び第三債務者ごとの登記事項証明書を徴求するものとする。

第11 棚卸資産に係る対抗要件の具備

- 1 棚卸資産に譲渡担保権を設定したときは、取扱金融機関及び保証協会の共有名義により、当該譲渡担保権の対抗要件を具備するものとする。具体的には、動産債権譲渡特例法第3条の規定に基づく動産譲渡登記によるものとする。ただし、「登記」に加えて、民法の「占有改定」又は「指図による占有移転」による対抗要件を具備することもできるものとする。
- 2 債権譲渡登記を行う場合は、登記の存続期間は10年とする。
- 3 動産譲渡登記を行ったときは、登記の確認のため、取扱金融機関は申込人の概要記録事項証明書及び登記事項証明書を徴求するものとする。

第 12 担保管理手数料

取扱金融機関は、金融機関所定の担保管理手数料を徴収することができる。

第 13 貸越口座

「流動資産担保融資（根保証型）」の場合、取扱金融機関は、当座貸越契約を締結するにあたり、あらかじめ申込人名義の貸越口座を開設させなければならない。

第 14 流動資産担保融資（根保証型）（A B L 1）

1 定義

「流動資産担保融資（根保証型）」とは、中小企業者が有する売掛債権又は棚卸資産を担保とした金融機関の当座貸越について、あらかじめ一定の極度額及び期間を定め、その範囲内において反復継続して行われる融資をいう。

2 融資の条件

(1) 使途

運転資金・設備資金

(2) 金額

1 中小企業者につき「ABL1」の極度額合計及び「ABL2」の融資残高並びに既存の「売債 1」の極度額及び既存の「売債 2」の融資残高を含め、2 億 5,000 万円以内とする。

(3) 期間

1 年

(4) 利率

金融機関所定

(5) 担保

ア 保証人

徴求しない

イ 担保

申込人の有する流動資産のみを譲渡担保として徴する。

なお、対抗要件具備方法については、第 10 及び第 11 の定めによる。

(6) 信用保証

保証協会の信用保証を要する。ただし、保証割合は融資残高の 80%とする（割合保証）。

(7) 返済方法

ア 約定弁済又は非約定弁済（随時弁済）のいずれも差し支えないこととする。

イ 約定弁済の場合は、毎月又は 3 か月に 1 回以上の返済があることとし、最長期間は 5 年以内とする。

ウ 非約定弁済（随時弁済）の場合は、年 1 回以上の返済があることとし、期日一括返済形式は避けるものとする。

エ 返済は、別口座又は貸越口座のいずれも差し支えないこととする。

オ 利息は、別口座又は貸越口座から、原則として 3 か月に 1 回以上定期的に返済があることとする。

(8) 貸付形式

当座貸越

第 15 流動資産担保融資（個別保証型）（A B L 2）

1 定義

「流動資産担保融資（個別保証型）」とは、中小企業者が有する売掛債権を担保とした金融機関の一本の手形貸付による融資をいう。

2 融資の条件

(1) 用途

運転資金・設備資金

(2) 金額

1 中小企業者につき「ABL2」の融資残高及び「ABL1」の極度額合計並びに既存の「売債2」の融資残高及び既存の「売債1」の極度額合計を含め、2億5,000万円以内とする。

(3) 期間

1年以内

(4) 利率

金融機関所定

(5) 担保

ア 保証人

徴求しない

イ 担保

申込人の有する売掛債権のみを譲渡担保として徴する。

なお、対抗要件具備方法については、第10の定めによる。

(6) 信用保証

保証協会の信用保証を要する。ただし、保証割合は融資残高の80%とする（割合保証）。

(7) 返済方法

返済引当とした売掛債権の支払期日に、一括して返済するものとする。ただし、複数口の売掛債権を返済引当として一本の手形貸付とすることを認める。この場合は、個々の売掛債権の支払期日が到来する都度、返済することができるものとする。

(8) 貸付形式

手形貸付

第16 申込受付時期

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

第17 申込書類

- 1 信用保証委託申込書及び信用保証依頼書（それぞれ流動資産担保融資保証制度用）のほか、2の添付書類のうち必要な書類を添付すること。また、信用保証委託契約書（流動資産担保保証制度用）を金銭消費貸借契約時に締結し、提出すること。

なお、取扱金融機関及び保証協会の審査等のために、これら以外の書類が必要となる場合がある。

2 添付書類

- (1) 申込人及び代表者の印鑑証明書 1部
- (2) 法人の場合は商業登記簿謄本及び概要記録事項証明書 1部
(売掛債権を担保とするときは債権譲渡登記のもの、棚卸資産を担保とするときは動産譲渡登記のもの)
- (3) 確定申告書及び決算書（個人の場合は所得税申告書）の写し（原則直近2期分） 2部
- (4) 原則として、事業税又は法人税（個人については所得税）の納税証明書（その1） 1部
- (5) 次のアからエまでのいずれかに該当する会社は、従業員数に係る確認書類 1部
原則として「労働保険概算・増加概算・確定保険料申告書」の写しとする。ただし、この書類が提出できない場合は「法人の事業概況説明書」、「健康保険・厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届総括表」、「給与所得・退職所得等の所得税徴収高計算書」、「貸金台帳の集計表又は総括表」のいずれかの写しとする。

ア サービス業を主たる事業とする法人にあっては、資本金が 5,000 万円を超えているものであって、かつ従業員数が 90 人を超えているもの。ただし、旅館業にあっては、資本金が 5,000 万円を超えているものであって、かつ従業員数が 180 人を超えているもの

イ 卸売業を主たる事業とする法人にあっては、資本金が 1 億円を超えているものであって、かつ従業員数が 90 人を超えているもの

ウ 小売業を主たる事業とする法人にあっては、資本金が 5,000 万円を超えているものであって、かつ従業員数が 45 人を超えているもの

エ サービス業、卸売業又は小売業以外の事業を主たる事業とする法人にあっては、資本金が 3 億円を超えているものであって、かつ従業員数が 270 人を超えているもの。ただし、ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。）にあっては、資本金が 3 億円を超えているものであって、従業員数が 810 人を超えているもの

(6) 譲渡担保対象売掛先・棚卸資産一覧表

(7) 譲渡担保対象売掛先明細書

(8) 第三債務者との取引基本契約書（写）

（商習慣により契約を締結していない場合又は紛失等により徴求が困難な場合は徴求しなくとも差し支えない。）

(9) 過去の取引実績を証する書類（写）

(10) （未発生債権を返済引当とする融資対象）該当届

(11) 第 15 の規定「流動資産担保融資（個別保証型）」の場合は、担保として徴求する売掛債権の存在を証明する書類（写）

(12) 流動資産担保融資保証用資金繰表

(13) 継続取引確認書

(14) 棚卸資産売上代金入金口座届出書

第 18 関係書類の表示

この要項に基づく流動資産担保融資（根保証型）に係る書類に「ABL1」、流動資産担保融資（個別保証型）に係る書類に「ABL2」の表示をする。

第 19 留意事項

本制度に係る融資の手続等については、本制度要項のほか、保証協会において別に定める流動資産担保融資保証制度事務取扱要領によるものとする。

第 20 その他

- 1 保証協会は、毎月末日現在の本制度の保証状況を翌月 20 日までに東京都に報告するものとする。
- 2 東京都は、この要項を実施するために必要があると認めるときは、取扱金融機関に対して指示をし、帳簿その他関係書類を調査し又は融資業務の状況その他参考となる事項について報告及び資料の提出を求めることができるものとする。
- 3 保証協会の保証審査により融資の取扱いができない場合がある。
- 4 この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 本要項は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 令和5年度流動資産担保融資（略称：ABL）要項」に基づき申込みのあったもので未処理のものは、令和5年度流動資産担保融資（略称：ABL）要項で処理する。

未発生債権を返済引当とする融資対象

該 当 届

年 月 日

(融資申込者) { 住 所
名 称
代 表 者
電 話 ()
連絡担当者

未発生債権を返済引当として東京都中小企業制度融資「流動資産担保融資」を申し込むにあたり、次のとおり、未発生債権を返済引当とした融資対象に該当することを届け出ます。

なお、その挙証資料として、直前期の確定申告書（決算書付）のほか、申込直前分の取引にかかる資料の写しを添付します。

融資申込者の状況	該当すれば ○印を付す
① 大幅な債務超過ではない。	
② 過去の取引実績において、役務の提供等の大幅な遅延又は重大な瑕疵がない。	

《 挙 証 書 類 》（添付したものに○印を付してください。）

- a 確定申告書（決算書付）
- b 取引基本契約書
- c 売掛先からの振込が確認できる預金通帳・当座照合表等
- d 売掛先からの検収書・支払通知書
- e 売掛先からの発注書
- f 申込人からの納品書・請求書
- g その他（ ）

〔 注 意 事 項 〕

※ この該当届は、融資申込書の添付資料として、融資申込窓口に提出してください。

※ この該当届に該当しても、あくまで融資申込対象者であることの届出であり、自動的に融資に結びつくものではありません。

令和6年度

流動資産担保融資（略称：ABL）要項

印刷物規格表 第1類

印刷番号（5）84

令和6年4月1日発行
編集・発行 東京都産業労働局金融部金融課
新宿区西新宿二丁目8番1号
電話番号（03）5320-4877
FAX番号（03）5388-1464